

議案第28号

沼田市利根保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市利根保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月22日提出

沼田市長 横山 公一



沼田市利根保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沼田市利根保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第73号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（設置）

第2条 市民の健康づくりの推進及び市民福祉の向上並びに市民活動の推進を図るため、次のとおり沼田市利根保健福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

名称 沼田市利根保健福祉センター

位置 沼田市利根町大楊1085番地3

第3条及び第4条を削る。

第5条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用料）

第4条 施設を使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

第5条及び第6条を次のように改める。

（使用料の減免）

第5条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第8条各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、第14条、第15条第1項及び第16条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第8条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第14条第1項中「デイサービスセンター以外の施設」を「機能訓練室、健康学習室及び栄養指導室（以下「機能訓練室等」という。）」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) センターの施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 専ら営利を目的とするものであると認められるとき。
 - (4) 第2条の設置の目的に則さないと認められるとき。
 - (5) 政治活動又は宗教活動に使用するおそれがあると認められるとき。
 - (6) 沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等が使用するおそれがあると認められるとき。
 - (7) センターの管理運営上支障があると認められるとき。

第15条第1項及び第16条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第17条を次のように改める。

（利用料金）

第17条 市長は、第7条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させる。

- 2 前項の場合においては、第4条の規定にかかわらず、施設を使用する者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 前項に規定する利用料金の額については、指定管理者が、第4条の規定による使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める。
- 4 指定管理者は、規則で定める場合その他市長が特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第21条第1項中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

施設	午前	午後
機能訓練室	1,980円	2,640円
健康学習室	1,710円	2,280円

栄養指導室	1,710円	2,280円
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 午前とは、午前9時から正午までを、午後とは、午後1時から午後5時までをいう。 2 前項の区分による時間に満たない場合にあっても、使用料は割引しない。 3 入場料（会費、会場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催物1回について入場者が支払う対価をいう。）を徴収して使用するとき この表に定める使用料の2倍の額 4 市民等（市内に在住し、在勤し、又は在学する者並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。）以外の者が使用するとき この表に定める使用料の2倍の額 5 前2項のいずれにも該当するとき この表に定める使用料の3倍の額 6 使用料の算定において、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

